

三鷹市の教育に関する大綱（改定）

第1 改定における基本的な考え方

1 大綱の趣旨

平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方自治体の長が、その地域の実情に応じた、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。これは、地方自治体の長が民意を代表する立場にあり、教育委員会の所管事項に関し、予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることや、教育に関する諸施策を推進していくためには、福祉や地域振興などの一般行政サービスとの密接な連携が必要であることなどによるものです。

また、その策定に当たっては、自治体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を行うこととされています。

「三鷹市の教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）は、こうした制度に基づいて、平成27年7月に設置した「三鷹市総合教育会議」における協議を経て平成28年3月に三鷹市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として策定しました。

今般の改定は、『第4次三鷹市基本計画』の第2次改定に合わせて見直しを行うものです。

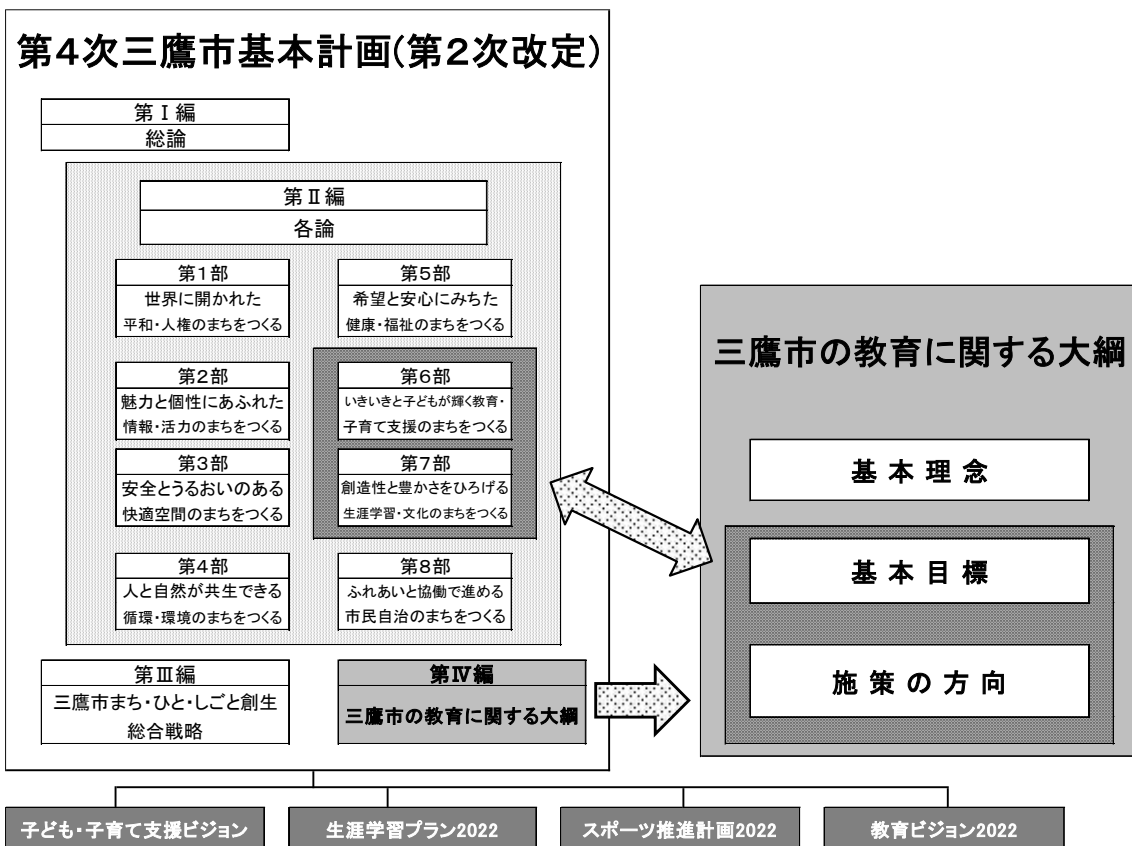
2 大綱の位置づけ

三鷹市は、『三鷹市自治基本条例』、『三鷹市基本構想』に基づき、『第4次三鷹市基本計画』を策定・改定し、基本構想の基本理念、基本目標の実現のため、高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31の施策を設定しています。

また、基本構想、基本計画との整合・連動を図りながら、『三鷹市子ども・子育て支援ビジョン』、『三鷹市生涯学習プラン2022』、『三鷹市スポーツ推進計画2022』、『三鷹市教育ビジョン2022』等を策定・改定し、積極的な事業展開を図っています。

そのため、大綱の「基本理念」は、自治基本条例や基本構想の理念、関連する個別計画などを踏まえて定めることとします。また、教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的に示している、『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』の第6部、第7部の施策内容を、大綱の「基本目標」と「施策の方向」に位置づけることとします。

このように、大綱は、自治基本条例、基本構想、基本計画を基調とし、関連する各個別計画の理念を反映して策定したことから、教育に関する各個別計画の上位に位置づけられるものであり、『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』の中に1つの「編」として組み込むこととします。



3 期間

この大綱は、『第4次三鷹市基本計画(第2次改定)』との整合を図り、2022年度(令和4年度)までの方針とします。

第2 基本理念

大綱の基本理念は、『三鷹市自治基本条例』に定める「学校と地域との連携協力」と、『三鷹市基本構想』の基本理念である「平和の希求、人権の尊重、自治の実現」を基調とし、次の4点とします。

- すべての子どもの人権の尊重
- 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援
- 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成
- 市民誰もが心豊かな人生をおくるための、生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちの実現

また、この実現に向けては、教育、学術、文化に関する施策を総合的に推進することが求められます。そのため、家庭教育、学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術文化に関する施策の連携によって、多世代の市民が楽しく学び、地域活動等にも関わる「参加と協働のまちづくり」を推進していきます。

○ すべての子どもの人権の尊重

すべての子どもの人権が尊重され、性別、国籍、障がいの有無、社会的又は経済的環境にかかわらずのびのびと生活し、いかなる場合においても虐待や差別を受けることのないよう、施策の拡充に努めます。また、子どもの現在及び将来が、貧困など生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

さらに、子どもが地域社会の中で自主性や創造性ととともに社会性を育めるように、地域と家庭の連携によって子どもの成長を支援する施策の充実に努めます。

○ 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援

地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参加と協働が必要であり、幅広い施策の横断的な取り組みが求められていることから、地域全体で子どもの成長を支えるため、積極的な連携強化を図っていきます。

また、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の充実・発展を通して、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参加のもと、地域の力を活かした創意工夫を図ることによって安全で特色ある学校づくりを進め、地域とともに子どもたちを育てる教育を推進します。

さらに、既存の地域社会のすべての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域の個人や関係団体をつなぐ、学校を核としたコミュニティづくり、「スクール・コミュニティ」の創造をめざしていきます。

○ 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成

これからの社会を生きる子どもたちには、様々な経験や体験を通じた学びや、人と人とのかかわりの中で、多様性を尊重しつつ、社会の一員としての役割を果たしながら生きていくこと、文化の担い手ともなれるような豊かな人間性を身に付けていくことが強く求められます。

そのため、「人間力」―基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力―と、「社会力」―社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、共に生きていく力―を兼ね備えた子どもを育成することをめざした教育を推進します。

子どものもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、個別最適化された学びを実現する指導に取り組みます。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携教育を推進するとともに、すべての市立小・中学校で質の高い学校教育を提供するために、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の卒業時の姿に責任をもった教育の実現に努めます。

○ 市民誰もが心豊かな人生をおくるための、生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちの実現

市民のライフスタイルやライフステージに応じた多様な学びやスポーツ活動を幅広く支援し、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちづくりを進めます。

市民一人ひとりが生涯学習活動を通じ、生きがいの発見、自己実現を図るとともに、その学びを地域に還元し活動に生かす「学びと活動の循環」の創出により、地域全体が発展していく持続可能な社会の実現をめざします。

また、市民がスポーツを生涯の友にできるよう、スポーツ文化に親しむ機会や健康・生きがい・生活の充実と、市民、団体及び行政がそれぞれの役割を果たし、一人ひとりが主体的なスポーツ活動を通じて、健康・福祉の増進及び地域の活性化を図り、希望あふれるまちづくりを推進します。

さらに、市民が芸術文化に触れる機会の創出や、市民の文化活動の活性化をめざし、芸術文化の担い手の育成や、関係団体等とも連携を図りながら、教育普及活動に取り組みます。

第3 基本目標と施策の方向

基本目標1 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

○ 施策の方向

(1) 子どもの人権の尊重

「子どもの最善の利益」の実現をめざし、子どもの健全な育成環境を確保するため、関係機関等とのネットワークをさらに充実させて、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

また、子どもや若者、家庭をとりまく問題がより複雑化している中で、困難を有する子どもや若者に対し、相談や具体的な支援につながる体制を整備し、すべての子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

<主要事業>

1 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進	子ども政策部
三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、「三鷹子ども憲章」の理念普及のため、各種イベント開催時における啓発カード配付のほか、学校や地域と連携した普及・啓発活動を行い、地域ぐるみで子どもの成長を支える環境づくりを進めます。	

2 児童虐待への適切な対応	子ども政策部
教育センター内に「児童虐待への対応」を所管する子ども家庭支援センターを整備して、学校をはじめとした関係機関、庁内関係部署との連携体制を強化し、組織的対応力の向上を図ります。児童虐待への対応を迅速かつ的確に行うとともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、相談からサービス提供まで包括的な支援を行います。 また、市民や関係機関を対象とした研修会等の開催や虐待防止キャンペーンなどを通して虐待予防及び早期発見に向けた意識啓発に取り組み、地域全体で子どもの人権を守る環境の構築をめざします。	

3 児童養護施設と連携した社会的養育体制の強化	子ども政策部
児童養護施設と連携し、養育に特に支援が必要な子どもと子育て家庭に対する支援の充実について検討し、社会的養育体制の強化に取り組みます。	

4 子どもの貧困対策の推進	子ども政策部
<p>子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、生活の支援、経済的支援、教育の支援等の制度や生活困窮者自立支援制度などをきめ細かく運用しながら、ひとり親家庭の自立に向けた支援を含む、すべての子どもの貧困対策を包括的に推進していきます。併せて、相談機能と連携体制の一層の強化、より効果的な情報発信について検討を進めます。</p>	

(2) 子育て支援の充実

すべての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活できるよう、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、「子育て世代包括支援センター機能」の充実を図り、妊娠期から切れ目のない子ども・子育て支援施策を推進します。また、喫緊の課題である保育施設等の待機児童の解消に向け、保育施設や保育サービスを計画的に整備します。さらに、子育て家庭の子育てに関する不安や負担、孤立感を解消し、楽しく子育てできるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実します。

<主要事業>

1 子育て世代包括支援センター機能の充実	子ども政策部 健康福祉部
<p>「総合保健センター」、「子ども発達支援センター」、「子ども家庭支援センター」の3施設を中核とした「子育て世代包括支援センター機能（注1）」の充実により、地域の子育て力の向上とネットワークによる連携の強化を図り、総合的にすべての子どもと子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援します。特に、「親としての育ち」を応援する育児講座やプログラムを充実させて、親が自信を持ち、楽しく子どもに向き合える子育てを支援します。</p>	
<p>（注1）子育て世代包括支援センター機能：すべての子どもと子育て家庭を、妊娠期から切れ目なく支援するための機能。子育て家庭に対する「専門的知見」及び「当事者目線」による相談・助言・指導、情報提供の実施や地域全体の子育て支援体制を構築する役割を担う。</p>	
2 地域子ども・子育て支援事業の充実	子ども政策部
<p>子育て家庭の多様なニーズを把握し、地域の教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談機能の強化に向けて子育てステーション（相談窓口）の子育て支援コーディネート機能を充実するとともに、家庭における子育て力の向上につながる各種育児講座・育児相談等の充実を図ります。</p> <p>また、一時預かり事業、親子ひろば事業、保育園の地域開放事業による在宅子育て家庭への支援を推進するとともに、産後間もない母親を支援する育児支援ヘルパー事業等について、ファミリー・サポート・センター事業と連携することにより、人財を育成し、さらなる充実を図ります。</p>	

3 地域における総合的な子どもの居場所・遊び場づくり	子ども政策部
<p>小学校、学童保育所及び地域子どもクラブ事業等が密接に連携を図りながら、学校を拠点とした子ども達の安全で安心な居場所・遊び場づくりを進めます。</p> <p>また、児童館機能を有する東・西多世代交流センターのほか、コミュニティ・センター等地域の施設や、子ども食堂などのさまざまな場が、地域における子どもたちの安全で安心な居場所として機能し、子どもたちの選択肢が広がるよう取り組みます。</p> <p>さらに、スクール・コミュニティの実現に向けた活動を踏まえて、地域における総合的な子どもの居場所づくりについて、学童保育所、地域子どもクラブの一体的運用も視野に検討していきます。</p>	

4 保育人財の確保・育成の強化	子ども政策部
<p>子ども・子育て支援を担う人財の確保と育成について、子ども・子育て基金の活用も視野に入れながら、魅力ある就労環境を構築するとともに、潜在的な保育人財を確保する新たな取り組みを検討します。</p>	

5 学童保育所の待機児童解消及び質の向上	子ども政策部
<p>今後ますます高まることが予想される学童保育所の利用ニーズに応えるため、公共施設等の有効活用も視野に学童保育所を計画的に整備し、待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、障がい児等の育成など多様なニーズへの対応を充実させるほか、学童保育所の適正配置、効率的かつ効果的な運営及び適正な受益者負担のあり方について検討します。</p>	

6 効率的な保育園の運営に向けた検討	子ども政策部
<p>効率的な保育園の運営について、公設民営化（公私連携化）を推進してきた経緯を踏まえ、市内保育施設の適正配置や保育料の適正な負担のあり方等を検討します。</p>	

7 保育園の待機児童解消への取り組み	子ども政策部
<p>今後の人口動向や保育ニーズ等を的確に捉えながら、地域状況に応じた計画的な保育施設の整備を推進します。特に待機児童の多い0～2歳児の待機児童の解消に向けて、機動性のある取り組みを進めます。</p> <p>また、待機児童対策の一環として、私立幼稚園の保育機能の充実や多様な保育施設の利用を促進するため、認可外保育施設利用者助成制度の拡充に取り組みます。</p>	

8 保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実	子ども政策部
<p>すべての利用者が保育施設等を安心して利用できるよう、市による保育指導検査の強化を図りながら、保育の質の向上に向けた取り組みを進めます。</p> <p>保育サービスの充実については、年々高まっている医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、児童の特性に応じた受け入れ体制等を検討し、保育園等での受け入れをめざします。また、多様な勤務形態の保護者が柔軟に利用できる一時保育施設の充実を図ります。</p>	

9 子ども・若者支援の推進	子ども政策部
<p>東・西多世代交流センターを中心として、子ども・若者の居場所づくりと、社会参加につながる機会の提供を行っていきます。また、生活・就労支援事業や他の機関との連携を強化し、不登校・ひきこもり状態の子どもやニート状態に陥る可能性の高い若年者を対象とした相談及び具体的支援へとつなげる取り組みを進めます。</p>	

10 子育てしやすい環境の充実	子ども政策部
<p>義務教育就学児医療費助成の中学生までの所得制限撤廃について子育て世帯からのニーズを踏まえつつ、持続可能な制度運営の視点も持ちながら引き続き検討していきます。</p>	

(3) 魅力ある教育の推進

「人間力」と「社会力」を育む教育活動を充実し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通して、三鷹の子ども一人ひとりのニーズに応じ、個別最適化された教育の実現に向けた教育内容の充実を図ります。また、学校を地域の拠点であるプラットフォームとして、地域の人財が交流・循環しながら市民力も向上していく、学校を核としたコミュニティづくり「スクール・コミュニティの創造」をめざします。障がいのある子もいない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援し、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

<主要事業>

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる推進	教育部
法制度の改正を生かして「小中一貫型小学校・中学校」として位置付けた三鷹市の7学園について、これまでの実績から得た知見と、各種学力調査等のエビデンス（根拠）に基づいたさらなる改善を図ります。「三鷹市小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の学びの連続性と系統性を効果的に機能させ、知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携・協働により、コミュニティ・スクールとして市民とともに創る教育を実現します。また、子どもたちが、学校運営や校内ルールづくり、地域コミュニティと交流する手法なども検討します。	

2 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくり	教育部
コミュニティ・スクールを支える学校支援者の組織化の支援とともに、地域での人財活躍の仕組みをさらに発展させ、学校を核としてさまざまな地域の人財がそこで活動し、学び、その経験をもとに地域に戻って活躍するといった、人と人との交流や循環などを通して、地域コミュニティが醸成される「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくりに取り組みます。	

3 個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進	教育部
<p>児童・生徒のもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、デジタル技術の活用を含め、多様な教育方法を取り入れた指導を推進します。児童・生徒一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された教育の実現をめざし、「三鷹教育・子育て研究所」の活用等を図りながら、これからの時代に求められる教育のあり方について調査研究に取り組みます。</p>	

4 教育支援の充実	教育部
<p>通常の学級、校内通級教室、教育支援学級における教育支援の充実を図ります。また、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づき、中学校における校内通級教室の適切な指導と支援のあり方を構築し、全市立小・中学校における巡回指導を行います。さらに、長期欠席傾向にある児童・生徒への対応として、適応支援教室A-Room を開設し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援します。</p>	

5 学校における働き方改革の推進	教育部
<p>教員が担うべき業務に専念できる環境の整備、教員の意識改革、部活動の適正化を柱に、保護者等の理解を得ながら学校の業務改善等を進めます。業務支援のためのさまざまな専門スタッフの配置拡充等を行いながら喫緊の課題となっている学校における働き方改革を推進します。</p>	

(4) 安全で開かれた学校環境の整備

安全で快適な学校環境の整備に向けて、長寿命化改修工事、トイレ改修工事、空調設備改修工事等に取り組むとともに、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設整備の充実と、防災拠点としての機能強化を図ります。また、児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保、学校の地域拠点化の推進や、学校給食調理業務の民間委託化などを進めます。

<主要事業>

1 学校施設の長寿命化と施設環境の整備	教育部
<p>建替えを見据えた効果的・効率的な改修を進めるため、「防災都市づくり方針（仮称）」を踏まえ、公共施設の建替え・改修の基本的な方針と優先順位の考え方等を示した「新都市再生ビジョン（仮称）」の中で、「学校施設長寿命化計画（仮称）」を策定し、長寿命化改修工事により学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図ります。学校トイレの洋式化等を推進するとともに、普通教室及び特別教室への整備が完了した空調設備について、老朽化した設備の更新に計画的に取り組めます。また、学校体育館への空調設備の整備に取り組めます。</p>	
2 児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保	教育部
<p>下連雀五丁目第二地区開発事業への対応について、保護者、地域への丁寧な周知に努めるとともに、新たな通学路の指定と安全対策の検討・整備を進めます。また、児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら、適正な学習環境の確保に向けて取り組めます。</p>	
3 学校の地域拠点化の推進	スポーツと文化部 教育部
<p>生涯学習・文化・スポーツの拠点としての活動を促進するため、学校施設の地域開放を推進します。学校を拠点として活動するさまざまな地域団体等の活動促進を支援するとともに、学校・家庭・地域間の連携を図るため、デジタル技術を活用した学校情報の発信など、情報共有と連携の推進を図ります。</p>	

基本目標 2 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

○ 施策の方向

(1) 生涯学習の推進（生涯学習活動）

個人の学習成果を地域社会に還元する「学びと活動の循環」による持続可能な社会の構築をめざし、行政の各分野やさまざまな生涯学習関係機関等が連携・協働してまちづくりに資する人財の育成と活動の場の提供に努めます。

<主要事業>

1 生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤づくり	スポーツと文化部
市民の生涯学習に対する意識を高めるとともに、市民間の交流を促進するため、スポーツと文化財団と連携し、生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤をつくります。 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検や「生涯学習プラン 2022」の改定に合わせて、生涯学習センターの利便性の向上を図りながら、複合施設の利点を活かした魅力的で効率的な運営を行います。	
2 生涯学習によるまちづくりに資する人財の育成及び活動の場の提供	スポーツと文化部
生涯学習の機会を通じて、まちづくりに資する人財を育成するとともに、個人の学習の成果や経験を活かすことができるよう、ボランティア等の地域活動の場を提供します。また、教育委員会と連携しながら、「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくりを推進します。	
3 ネットワーク型生涯学習の推進による機会と場の提供	スポーツと文化部
スポーツと文化財団、三鷹ネットワーク大学推進機構、ルーテル学院大学、国際基督教大学、杏林大学や、国立天文台など、民学産公の多様な生涯学習関係機関等と連携・協働し、ネットワーク型生涯学習の推進を図り、多様な学びの機会を提供します。	

<p>4 市民ニーズの把握と生涯学習の一層の推進</p>	<p>スポーツと文化部</p>
<p>講座申込システムの利用状況や、市民大学事業総合コース等各種実施事業における市民アンケート、生涯学習センター利用者懇談会での利用者の声等を通じて、市民ニーズの把握に努めます。</p> <p>市民の主体的な生涯学習活動や、保育付き講座、高齢者・障がい者など、学習者への支援を継続し、多くの市民学習グループの活動を推進します。また、新たな自主グループづくりの支援を推進します。</p>	

<p>5 生涯学習情報の提供と相談体制の充実</p>	<p>スポーツと文化部</p>
<p>生涯学習関係の講座やイベント情報等を取りまとめた「生涯学習事業情報」を発行するとともに、広報紙、ホームページやチラシ等を有効に活用して、市民への情報提供の充実に努めます。</p> <p>生涯学習センターに生涯学習相談員を配置して窓口での相談に対応するほか、電話や電子メールでも受付し、個人や市民学習グループが持つさまざまな問い合わせや要望等に対する相談業務を継続して行います。</p>	

(2) 生涯学習の推進（図書館活動）

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」によって明確にしためざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、同方針の基本理念に基づき、同方針の4つの柱に掲げる図書館活動の推進に取り組みます。

また、地域の情報拠点として図書館資料及びレファレンスサービス^(注)の充実、きめ細かな図書館サービス網による図書館活動の推進、滞在・交流できる図書館への転換などを推進するとともに、図書館システムを更新し利便性の向上に努めます。

(注) レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報について、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。また、それにかかわる業務のこと

<主要事業>

1 図書館施設の適切な維持・補修と図書館ネットワークの再構築	教育部
<p>建設から30年以上を経て老朽化した図書館施設・設備の長寿命化のため、計画的な改修を実施するとともに、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業やその他のまちづくり及び公共施設の整備などを進めていく中で、これからの図書館のあり方を含めた図書館ネットワークの再構築について検討します。</p> <p>西部図書館をリニューアルするにあたり、市民ニーズに合致するホスピタリティ（思いやり）の高い図書館施設とするため、市民の意見を反映し、読書活動及び交流の拠点となる図書館をめざします。</p>	

2 図書館システムの更新	教育部
<p>令和2年9月に図書館システム及び図書館ホームページを更新し、利便性の向上及び情報発信の充実とともに、読書や図書館利用の楽しさが増すような魅力あるサービスを実現します。また、市民満足度のさらなる向上をめざすとともに、セキュリティ強化に取り組みます。</p>	

3 電子書籍の導入に向けた検討及び地域資料の充実とデジタル化	教育部
<p>公共図書館向け電子書籍サービスについては、コンテンツの増加及び先行導入自治体の実績を含めた動向を見守り、市民の読書環境の向上のため、導入に向けた研究を進めます。また、地域資料について、収集・整理・保存体制を強化し、資料の充実を図るとともに、地域資料のデジタル化については手続きや手法の整理を行いつつ、今後の実現に向けて検討します。</p>	

4 図書館サポーター及びボランティアとの協働	教育部
<p>図書館活動のさらなる活性化に向け、図書館サポーターを養成、活動内容の充実を図るとともに、ボランティアの育成、継続的なスキルアップを支援し、ボランティアがスキルを活かす活動の場を提供します。また、図書館サポーターやボランティアと協働して読書の楽しみを広げるとともに、人と人が交流する事業の充実により、「人と人」がつながるまちづくりを推進します。</p>	

(3) 市民スポーツ活動の推進

「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、市民がスポーツを生涯の友にできるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進に努め、人生 100 年時代における「ひとり 1 スポーツの三鷹」の実現をめざします。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成、大会に関わることでの感動体験の創出、大会後も市民に受け継がれるレガシー（遺産）の創造に取り組みます。

<主要事業>

1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検と魅力的で効率的な管理運営	スポーツと文化部
三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検を、市民参加を中心に実施します。市やスポーツと文化財団が主体となり、民間事業者や関係団体、市民との協働で施設の運営方法や利用方法、災害時の機能転換など、ハード・ソフトの両面から改善に取り組みます。総点検の結果を踏まえ、複合施設のメリットを生かしたより使いやすく、質の高い市民サービスを提供します。	
2 SUBARU 総合スポーツセンターを中心としたライフステージ等に応じたスポーツ機会の提供	スポーツと文化部
スポーツ実施率の向上と健康増進のために、スポーツを取り入れた健康・体力づくりや、ライフステージに応じたスポーツ教室、障がい者スポーツの推進等、スポーツをする機会を充実します。 市民センター内に新設された弓道場・アーチェリー場については、SUBARU 総合スポーツセンターと一体的な管理・運営を行い、施設特性を生かしたスポーツ活動を推進します。	
3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の積極的な推進と市民に受け継がれるレガシーの創造	スポーツと文化部
東京 2020 大会に向けて、東京都、組織委員会と連携し進めます。また、「東京 2020 大会等に向けた三鷹地域連携会議」と協働し、市民の感動体験と市民に受け継がれるレガシーを創造します。	

4 大沢野川グラウンド復旧整備工事の実施	スポーツと文化部
<p>大沢野川グラウンドについては、東京都による野川大沢調節池規模拡大工事の完了後に、三鷹市のスポーツ施設（テニスコート、サッカー・ラグビー場、野球場）の復旧工事を実施し、早期に利用できるよう努めます。</p>	

5 健康・スポーツ情報の提供と相談体制の充実	スポーツと文化部
<p>「健康・スポーツの拠点」の複合的な相談機能や「健康・体力相談支援システム」を活用し、市民の健康づくりを支援する相談体制を充実します。</p> <p>また、市ホームページやツイッター等を活用し、健康・スポーツ情報を積極的に提供します。</p>	

6 地域スポーツ活動の推進とスポーツを支える人財の育成	スポーツと文化部
<p>コミュニティを基盤とした地域スポーツ活動を推進するとともに、地域スポーツクラブやスポーツ推進委員、スポーツ指導員の活動を支援します。</p> <p>また、スポーツボランティアを組織化し、市民との協働によるスポーツ活動を推進します。</p>	

(4) 芸術・文化のまちづくりの推進

「文化の薫り高い三鷹」として芸術・文化のまちづくりを推進します。芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざし、芸術文化の担い手の育成や、関係団体等とも連携を図りながら教育普及活動に取り組みます。また、地域文化財を活用した「三鷹型エコミュージアム^(注)事業～三鷹まるごと博物館～」の展開を図り、魅力あるまちづくりを推進します。

(注) エコミュージアム：伝統的な博物館とは異なり、地域の一定の空間を博物館ととらえ、現地で歴史・文化・自然などに関わる遺産を展示し、当該地域の発展に寄与することを目的とした概念の博物館

<主要事業>

1 三鷹市ゆかりの文化人の顕彰	スポーツと文化部
<p>三鷹市にゆかりの深い、山本有三、太宰治、神沢利子、吉村昭、津村節子などの文学者について顕彰事業に取り組みます。</p> <p>太宰治については、貴重な資料等を展示・公開するため、暫定的に、三鷹市美術ギャラリーの展示室の一部を活用します。</p> <p>吉村昭については、書斎の移築・公開に向けた検討を進めます。</p>	
2 地域文化財の保護・活用	スポーツと文化部
<p>大沢の里郷土文化施設（大沢の里古民家及び大沢の里水車経営農家）及び三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」を「三鷹型エコミュージアム～三鷹まるごと博物館～」の中核施設と位置付け、一体的な事業展開を図るとともに、市域全体の文化財の保護と活用に取り組みます。また、地域文化財の公開及び活用する仕組みづくりを、市民との協働により推進します。</p>	
3 「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の推進と「星と森と絵本の家」の特色ある運営	スポーツと文化部
<p>身近な地域で絵本と出会い楽しさを体験できる環境と、子どもと絵本をつなぐ活動の担い手を広げる「みたか・子どもと絵本プロジェクト」を推進します。</p> <p>プロジェクトの拠点である「星と森と絵本の家」では、国立天文台との連携と市民との協働により、絵本との出会いや、科学的関心の基礎となる「知的好奇心」を高める取り組みを推進します。</p>	

4 市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進と観光施策との連携	スポーツと文化部
<p>市立アニメーション美術館を中心とした公園や道路などの周辺環境の整備を行うとともに、商店街や学校教育等と連携しながら、まちづくりを推進します。</p> <p>みたか都市観光協会や商業関係団体等と連携を図り、観光資源を活用した多様な芸術・文化事業を開催し、芸術・文化、観光、商業などによるまちの活性化を推進します。</p>	

5 芸術文化の担い手の育成、教育普及活動の推進	スポーツと文化部
<p>三鷹の芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざし、芸術文化の担い手の育成に努めます。子どもたちに芸術文化の楽しさを体験する機会を提供し、児童・青少年の健全育成に取り組むとともに、学校や関係団体等とも連携を図りながら教育普及活動を推進します。</p> <p>ジュニア・オーケストラの活動支援や、三鷹市芸術文化協会との協働による市民文化祭の開催により、広く市民に対して芸術文化の鑑賞機会や活動の場を提供します。</p>	